

第12回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について

日 時 平成22年8月26日（木）
午後1時30分～3時30分
場 所 県庁特別会議室

1 開 会

2 審 議

- (1) 項目別評価の決定について
- (2) 全体評価の決定について
- (3) 財務諸表の承認に係る意見聴取について
- (4) 中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について
- (5) 中期目標の期間の終了時の検討について
- (6) 中期目標（骨子）について

3 閉 会

〔配付資料〕

- 資料1 全体スケジュール
- 資料2 項目別評価（最終案）
- 資料3 全体評価（最終案）
- 資料4 財務諸表の承認に係る意見聴取
- 資料5 中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取
- 資料6 「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取
- 資料7 中期目標（骨子案）
- 資料8 県外の地方独立行政法人中期目標

出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属名	役職名	備考
委員長	副井 裕	国立大学法人鳥取大学	学長補佐	
委 員	谷口 義晴	日本セラミック株式会社	代表取締役社長	
委 員	辻 智子	日本水産株式会社	生活機能科学研究所長	欠席
委 員	中村 宗和	国立大学法人鳥取大学	理事・名誉教授	
委 員	和木 幸雄	三洋電機コンシューマエレクトロニクス 株式会社	監査役	

【地方独立行政法人鳥取県産業技術センター】

氏名	役職名	備考
山本 誠	企画管理部長	
山田 強	企画管理部企画室長	
濱本 修	企画管理部総務室長補佐	

【事務局（鳥取県）】

氏名	役職名	
岡村 整諭	商工労働部産業振興総室長	
広瀬 龍一	商工労働部産業振興総室産学金官連携室長	
小谷 博之	商工労働部産業振興総室産学金官連携室研究開発担当副主幹	

資料1

鳥取県産業技術センター評価委員会に係る全体スケジュールについて

H22.8.26

		今年度案		(参考)昨年度 業績評価
業績評価		次期中期目標作成 「中期目標の期間終了時の 検討」に関する意見聴取	「中期目標等」に関する意見 聴取	
6月	下旬	○6／30 業務実績報告書提出期限		○6／30 業務実績報告書提出期限
7月	上旬	○7／1(県事務局) 産業技術センター業績実績報告書関係資料の郵送		○7／1(県事務局) 産業技術センター業績実績報告書関係資料の郵送
		○7月上旬～(各評価委員) ①項目別評価の実施、②センターへの質問等 (7/26回答期限)		○7月上旬～(各評価委員) ①項目別評価の実施、②センターへの質問等 (7/31回答期限)
8月	中旬			
	下旬	○評価委員会開催(第11回) (7/26) 地独法第31条「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取に関する方針協議 ①評価委員による企業訪問 ②センターヒアリング		
	上旬	○8月上旬～(各評価委員) ①センターへの追加質問 (8/6県提出→8/12センター回答) ②項目別評価(最終版)、全体評価(案)の実施 (8/13回答期限)	方針に基づき、各委員 が 意見書提出 (8/13回答期限)	(県中期目標案作成)
9月				○8／4 ①評価委員による企業訪問 (西部地区食品関連企業) ②センターヒアリング
	中旬	○8月中旬～(副井委員長、県事務局) 評価委員会としての全体評価案を作成	○8月中旬～(副井委員長、県事務局) 評価委員会としての意見書案作成	○8月上旬～(各評価委員) ①センターへの追加質問 (8/7回答期限) ②項目別評価(最終版)、全体評価(案)の実施 (8/19回答期限)
	下旬	○評価委員会開催(第12回) (8/26) 全体評価、項目別評価の決定等	地独法第31条に関する意見 内容のとりまとめ	○8月下旬～(副井委員長、県事務局) 評価委員会としての全体評価案を作成
10月			10/13 経済成長戦略見直し会議	
11月			○評価委員会開催(第13回) (10月下旬～11月上旬) 中期目標(案)について協議 (意見とりまとめ)	
12月			中期目標に関する議会議決	
1月			センター中期計画案(作成)	
2月			○評価委員会開催(第14回) (2月上旬) センター中期計画案について意見とりまとめ	
3月			中期計画に関する県認可	

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価(委員平均値)
(3) 起業化を目指す事業者への支援	(3) 起業化を目指す事業者への支援	(3) 起業化を目指す事業者への支援	【評価の視点】 ・事業者のバックアップの内容・状況(20) ・インフラの整備状況(21)	5	0.016	4	3.8
新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等で、セミナー・各種説明会や新規事業の登録手続などを実施する。また、生産技術支援会議開催による技術支援を実施し、県内新規事業者の裾野拡大による雇用創出を促進すること。 また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の販品開発や生産活動を支援すること。	(3) 研究開発による場の提供と技術支援	(3) 研究開発による場の提供と技術支援	【評価の視点】 ・研究開発による場の提供と技術支援	6	0.028	4	3.8
研究開発室の技術移転や新技術の情報提供などによって、起業化支援室等で、セミナー・各種説明会や新規事業の登録手続などを実施する。また、生産技術支援会議開催による技術支援を実施し、県内新規事業者の裾野拡大による雇用創出を促進すること。 また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の販品開発や生産活動を支援すること。	② 技術移転会議を通じて支援	② 技術移転会議を通じて支援	【評価の視点】 ・研究開発室の技術移転や新技術の情報提供などによって、起業化支援室等で、セミナー・各種説明会や新規事業の登録手続などを実施する。また、生産技術支援会議開催による技術支援を実施し、県内新規事業者の裾野拡大による雇用創出を促進すること。 また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の販品開発や生産活動を支援すること。	7	0.028	4	3.4
研究開発室の技術移転や新技術の情報提供などを実施する。また、起業化支援室等で、セミナー・各種説明会や新規事業の登録手続などを実施する。また、各講師が行なうセミナー等にも積極的に出席し、技術移転等で認められる。	③ 各種セミナー等を利用して技術情報の提供	③ 各種セミナー等を利用して技術情報の提供	【評価の視点】 ・情報提供会場の状況(24) ・県立図書館との連携状況(25)	8	0.008	3	3.2
刊行物やホームページ等の広報紙等を活用して研究開発室や技術会場等、センターが併設するサービス情報等を提供する。また、県立図書館等を運営して、新しい技術情報を広く企業・県民に発信するよう努める。	④ 技術講習会等で伝達する情報の連絡	④ 技術講習会等で伝達する情報の連絡	【評価の視点】 ・技術講習会等での技術情報を伝達する方法等に対する評議会等を開催する。(26)	9	0.021	4	3.4
これまでに開催した座長人材育成セミナー活動等の報告書等を通じて、新規事業者等に対する人材育成に向けた支援策を実施するなどして、県内人材育成など、産業活性のねらいを踏まえた人材育成に取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な人材育成策を策定すること。 実施に当たっては、県内の技術会場に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受け入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを充実すること。	① 基礎的産業人材育成	① 基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成	【評価の視点】 ・基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成の状況	10	0.006	4	3.6
これまでに開催した座長人材育成セミナー活動等の報告書等を通じて、新規事業者等に対する人材育成に向けた支援策を実施するなどして、県内人材育成など、産業活性のねらいを踏まえた人材育成に取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な人材育成策を策定すること。 実施に当たっては、県内の技術会場に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受け入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを充実すること。	② 実践的産業人材の戦略的育成	② 実践的産業人材の戦略的育成	【評価の視点】 ・基礎的産業人材育成及び高度専門人材育成の状況	11	0.006	4	3.8
これまでに開催した座長人材育成セミナー活動等の報告書等を通じて、新規事業者等に対する人材育成に向けた支援策を実施するなどして、県内人材育成など、産業活性のねらいを踏まえた人材育成に取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な人材育成策を策定すること。 実施に当たっては、県内の技術会場に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受け入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを充実すること。	③ ①座長人材育成と並行して、県内に開催する県議会開催時に即応したレベルの技術者を中期目標期間中に4名育成する。	③ ①座長人材育成と並行して、県内に開催する県議会開催時に即応したレベルの技術者を中期目標期間中に4名育成する。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(27)	12	0.006	4	3.8
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	② 組込システム開発人材育成事業、デジタル家電等で意識する組込ソフトウェアの新規技術を中期目標期間中に40名育成すること。	② 組込システム開発人材育成事業、デジタル家電等で意識する組込ソフトウェアの新規技術を中期目標期間中に40名育成すること。	【評価の視点】 ・数値目標の達成状況(28)	13	0.021	4	3.8
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	③ ②組込システム開発人材育成事業の基礎技術として、平成19年度に10名以上対象に高密度複合技術を用いた新規技術者の育成を行なう。平成19年度の技術者団体による新規技術者の育成実績を高め、技術者団体における若手技術者の成長を図ること。	③ ②組込システム開発人材育成事業の基礎技術として、平成19年度に10名以上対象に高密度複合技術を用いた新規技術者の育成を行なう。平成19年度の技術者団体による新規技術者の育成実績を高め、技術者団体における若手技術者の成長を図ること。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(29)	14	0.007	3	3.2
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	④ ③組込システム開発人材育成事業の基礎技術として、平成19年度の市場ニーズに基づいて、商品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	④ ③組込システム開発人材育成事業の基礎技術として、平成19年度の市場ニーズに基づいて、商品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(30)	15	0.02	4	3.6
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	⑤ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	⑤ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(31)	16	0.02	4	3.8
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	⑥ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	⑥ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(32)	17	0.013	4	4
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	⑦ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	⑦ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(33)	18	0.013	4	3.6
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	⑧ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	⑧ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(34)	19	0.039	4	3.6
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	⑨ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	⑨ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(35)	20	0.02	4	3.4
これまでのもので人材育成事業、高い精度の加工技術が求められる、家庭、自動車業界等の高精度技術である金属加工品においては、技能技術に対する高い精度に対する技術者を中期目標期間中に40名育成すること。 企画・大規模な工事に付随する人材育成に対する取り組みとして、企画から実施段階にいたる現地指導等を通して、企画から的人材育成を実施する。	⑩ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	⑩ 研究開発支援事業: 市場ニーズに基づいて、販品開発から製造販売までの一連の商品企画が可能な人材を以て、企画段階から即実施するため、外部講師を招いたセミナーによる講義を行う。	【評価の視点】 ・数値目標の達成度(36)	21	0.02	3	3

中高目標	中低評価	年度計画[項目別評価単位]	評価の視点	項目番号	評価ウェイト	自己評価	委員会評価(委員平均値)
2 新事業創出に向けた「生産資金運営」の強化	2 新事業創出に向けた「生産資金運営」の強化	2 新事業創出に向けた「生産資金運営」の強化	【評価の視点】 -「生産資金の運営の状況(SB)」	22	0.013	4	3.8
外部競争的環境や技術支援の効果的な展開につれての対応	企業における市場動向を踏まえた商品化、事業開拓につけての対応 -企業における市場動向を踏まえた商品化、事業開拓のための新規開拓など、役員につけての新規開拓など、役員による新規開拓を実現すること。 -会員による新規開拓を実現すること。 -会員による新規開拓を実現すること。	企業における市場動向を踏まえた商品化、事業開拓のための新規開拓など、役員による新規開拓など、役員による新規開拓を実現すること。 -会員による新規開拓を実現すること。 -会員による新規開拓を実現すること。	企業における市場動向を踏まえた商品化、事業開拓のための新規開拓など、役員による新規開拓など、役員による新規開拓を実現すること。 -会員による新規開拓を実現すること。 -会員による新規開拓を実現すること。	23	0.039	4	3.8
3 独自の業績評価システムの確立	評議会委員会による業績評価結果を役員会に提出する場合(追加手当を含む)に反映すること。役員につけての新規開拓を含むこと。 セイタの活動範囲についての対応	独自の業績評価システムの確立	【評価の視点】 -「給与体系の構造状況(S9)」 -「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター業績評価基準策定及び評価実施状況(SD)」	24	0.028	4	4
財務内容における監査報告書の検討	内閣金融政策の実行方針に沿って監査報告書についての便用をしており経営監査を実施すること。会員につけての新規開拓を含むこと。 セイタの活動範囲の大部分を占めることとなる新交付金を運営費交付金について、セイタの活動範囲に向けたセンターティップをとり向かせること。 会員につけての新規開拓を含むこと。 会員につけての新規開拓を含むこと。 会員につけての新規開拓を含むこと。	財務内容の監査報告書	財務内容の監査報告書	25	0.028	3	3.2
1 外部資金その他の自己収入の運営	企業や大企業等との連携により積極的に競争的資金を販売するため、会員につけての新規開拓を含むこと。 セイタの活動範囲に向けたセンターティップをとり向かせること。	外部資金その他の自己収入の運営	【評価の視点】 -「外部資金の運営の状況(S1)」 -「収益自体の確保状況(S2)」	26	0.024	3	3
2 経費の抑制	運営費交付金を活用して実施する業務(既存の業務から見直しを行つて節減率を上昇させていくことによる見直し)と、外部資金の外への投資を抑えることによる見直し。 -会員につけての新規開拓を含むこと。 -会員につけての新規開拓を含むこと。 -会員につけての新規開拓を含むこと。	経費の抑制	【評価の視点】 -「業務運営の効率化の状況(S3)」 -「経費削減のための見直し状況(S4)」	27	0.009	3	3.2
3 予算(人件費の見直しも含む。)、収支計画及び資金計画	予算(人件費の見直しも含む。)、収支計画及び資金計画	予算(人件費の見直しも含む。)、収支計画及び資金計画	【評価の視点】 -「財務諸表の確認(S5)」 -「計画との整合性(S6)」	28	0.009	3	3.2
1 コンプライアンス体制の確立と推進	1 コンプライアンス体制の確立と推進	1 コンプライアンス体制の確立と推進	【評価の視点】 -「法令遵守の状況(S7)」 -「中立性・公平性に対する対応状況(6B)」 -「職員研修計画の状況(69)」 -「組織体制整備の状況(70)」	29	0.014	3	3
(1)法令遵守	法令の遵守はほどよい。セイタ職員は全体のセイタ職員は、法令の遵守はほどよい。地方公務員であるから、会員につけての新規開拓を含むこと。 会員につけての新規開拓を含むこと。 会員につけての新規開拓を含むこと。 会員につけての新規開拓を含むこと。	法令の遵守	セイタの職員は、法令の遵守はほどよい。地方公務員であることから、会員につけての新規開拓を含むこと。 セイタの職員は、法令の遵守はほどよい。会員につけての新規開拓を含むこと。 セイタの職員は、法令の遵守はほどよい。会員につけての新規開拓を含むこと。 セイタの職員は、法令の遵守はほどよい。会員につけての新規開拓を含むこと。	30	0.014	3	3
(2)情報セキュリティ対策の充実の推進	(2)情報セキュリティ対策の充実の推進	(2)情報セキュリティ対策の充実の推進	【評価の視点】 -「情報セキュリティ管理と情報公の衛生」 -「情報セキュリティ管理と情報漏洩防止対策の状況(71)」 -「情報セキュリティ漏洩防止対策の状況(72)」	31	0.011	3	3
(3)災害安全衛生監査の徹底	(3)災害安全衛生監査の徹底	(3)災害安全衛生監査の徹底	【評価の視点】 -「災害安全衛生監査の状況(73)」 -「災害安全衛生監査の実施状況(74)」 -「安全教育の実施状況(76)」	32	0.011	3	3.2
(4)職員への社会貢献活動の奨励	(4)職員への社会貢献活動の奨励	(4)職員への社会貢献活動の奨励	【評価の視点】 -「職員への社会貢献活動の奨励」 -「地域の活動への参加状況(77)」 -「一般公開の状況(78)」	33	0.023	3	3.2
2.環境負荷の低減と環境保全の促進	2.環境負荷の低減と環境保全の促進	2.環境負荷の低減と環境保全の促進	【評価の視点】 -「省エネルギー及びリサイクルの促進」 -「資源循環の促進」 -「廃棄物の削減」	34	0.016	3	3
(1)省エネルギー及びリサイクルの促進	(1)省エネルギー及びリサイクルの促進	(1)省エネルギー及びリサイクルの促進	【評価の視点】 -「省エネルギー及びリサイクルへの対応状況(79)」	35	0.004	3	3
業務運営と環境負荷の低減につながる取り組みとして、実施計画等に記載してある環境目標の達成に向けて、継続的な見直しを施すこと。	業務運営と環境負荷の低減につながる取り組みとして、実施計画等に記載してある環境目標の達成に向けて、継続的な見直しを施すこと。	業務運営と環境負荷の低減につながる取り組みとして、実施計画等に記載してある環境目標の達成に向けて、継続的な見直しを施すこと。	【評価の視点】 -「ISO14001の遵守状況(80)」 -「環境マネジメントシステムの運用状況(81)」	36	0.01	3	3
3. 資本の共済とその発展	3. 資本の共済とその発展	3. 資本の共済とその発展	【評価の視点】 -「情報共有の状況(82)」 -「役員会議間の情報共有、組織的運営の状況(83)」	37	0.01	3	3
1. 会員及び会員に関する評価	1. 会員及び会員に関する評価	1. 会員及び会員に関する評価	【評価の視点】 -「専門性の高い人材の確保状況(8B)」 -「効果的な人材管理の状況(89)」	38	0.01	3	3
2. 人事に関する指揮等	2. 人事に関する指揮等	2. 人事に関する指揮等	【評価の視点】 -「人事に関する指揮等」	39	0.004	3	3
3. 人材に関する討議	3. 人材に関する討議	3. 人材に関する討議	【評価の視点】 -「基本的な方針」 -「会員につけてできる専門性の高い人材の確保」 -「人材・人件費の適切な管理、効率的なか」 -「効率的な人材配置を行なう」 -「会員につけての指揮等」	40	0.01	3	3
4. 会員と会員に関する評価	4. 会員と会員に関する評価	4. 会員と会員に関する評価	【評価の視点】 -「会員と会員との連携強度」 -「会員と会員の連携強度」 -「会員と会員との連携強度」 -「会員と会員の連携強度」 -「会員と会員の連携強度」	41	0.003	3	3
5. 会員の共済とその発展	5. 会員の共済とその発展	5. 会員の共済とその発展	【評価の視点】 -「会員の共済とその発展」	42	0.01	3	3
1. 品質及び技術に関する評価	1. 品質及び技術に関する評価	1. 品質及び技術に関する評価	【評価の視点】 -「品質・技術の改善状況(84)」 -「計画的実施状況(85)」	43	0.016	3	3
2. 出資、譲受、買取その他の方法により、個人から取得した財産を確認されることは、その結果	2. 出資、譲受、買取その他の方法により、個人から取得した財産を確認されることは、その結果	2. 出資、譲受、買取その他の方法により、個人から取得した財産を確認されることは、その結果	【評価の視点】 -「会員資本として交付される職員人件費相当額の効率的な分配の実施」 -「会員資本として交付される職員人件費相当額の効率的な分配の実施」	44	0.004	3	3
3. 会員に関する討議	3. 会員に関する討議	3. 会員に関する討議	【評価の視点】 -「会員の会員資本」 -「会員の会員資本」	45	0.01	3	3
4. 会員の会員資本	4. 会員の会員資本	4. 会員の会員資本	【評価の視点】 -「会員の会員資本」	46	0.01	3	3
5. 会員の会員資本	5. 会員の会員資本	5. 会員の会員資本	【評価の視点】 -「会員の会員資本」	47	0.01	3	3
6. 会員の会員資本	6. 会員の会員資本	6. 会員の会員資本	【評価の視点】 -「会員の会員資本」	48	0.004	3	3
7. 会員の会員資本	7. 会員の会員資本	7. 会員の会員資本	【評価の視点】 -「会員の会員資本」	49	0.004	3	3
8. 会員の会員資本	8. 会員の会員資本	8. 会員の会員資本	【評価の視点】 -「会員の会員資本」	50	0.004	3	3

※中期計画、年度計画における「N.財務内容の改善に関する事項」のうち「4.抱括借入金の限度額」、「5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよる」とときは、その計画」、「6. 剰余金の使途」については項目別評価の対象とする。

全 体 評 価(最終案)

総合評価

5段階評価	10段階換算
3	7

平成21年度の全体評価は、概ね計画どおりに業務が進捗していると認められ、5段階評価では3とする。10段階評価では、5段階評価に2を乗じたものに、技術相談・現地指導、製品化に結び付く技術移転や特許の取得、実践的産業人材の育成等で特筆すべき実績が認められることから評価を1段階上げ、7とする。

総 評

(「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価)

技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用はいずれも計画を上回る進捗を示しており、県民へのサービス向上に意欲的に取組んでいると認められる。さらにアンケート調査等により企業ニーズの把握にも努めている。また、シーズ研究・実用化研究については適切な研究評価と製品化に結び付く技術移転が行われている。実践的産業人材の育成についても積極的に取組むとともに、起業化を目指す事業者等に対しても、経済動向の変化に対応した鳥取県の施策と連動してセンター独自の支援策を打ち出していることは評価できる。さらに、知的財産権の取得と情報公開にも積極的に取り組んでいる。

今後は企業への技術移転や製品化につながる研究の一層の推進、起業化を目指す事業者等への支援により、より多くの具体的成果が生まれることを期待する。

(「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価)

計画通りに進捗しており、理事長のリーダーシップに基づき、法人化のメリットを生かした迅速かつ柔軟な運営が出来つつある。

情報共有化の徹底、広報活動の充実、職員の意識改革、独自の業績評価システムの確立と順調な運用については特に評価できる。

(「その他業務運営に関する重要事項・県規則で定める業務運営」に対する評価)

「コンプライアンス体制の確立と徹底」等すべての項目で概ね計画通りに進捗した。

(中小企業への技術支援に対する評価)

常に企業ニーズの把握に努め、技術支援サービス向上への努力が伺える。

今後も引き続き企業ニーズの把握に努め、企業の技術レベルに応じたきめ細やかな対応を行い、県内企業に対する「ホームドクター」として活躍されるよう期待する。

(法人の業務運営及び財務状況に対する評価)

外部資金獲得への積極的に取り組むとともに、業務の効率化と経費削減への見直しが行われている。その結果生じた剩余金により、次年度の試験研究機器の整備費、施設の修繕費に充てるなど、有効な活用を行おうとしている。

今後も引き続き、外部資金の獲得、効率的な業務運営に努めることを期待する。

(中期目標・中期計画の達成に向けた課題等)

ほとんどの項目で数値目標を上回った実績を達成しているので順調に進捗しているといえる。今後とも、数値だけではなく質的向上に努力を期待する。

また、限られた人数で最大の効果があげられるよう、企業ニーズや市場動向等を的確に把握した上で、より一層技術支援業務と研究開発業務についての重点分野の絞り込みや、機械設備のメンテナンスにおける民間委託の導入等の方法について、総合的に検討することを期待する。

財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表について、県知事による承認を受けなければならないが、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

2 事務局確認事項

事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合規性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守（法第34条第1項）	・ 6月30日に財務諸表等を提出。
必要な書類の提出（法第34条第2項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の書類を提出した。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書
監査報告書での考慮すべき意見	・ 適正意見表示であり、考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	・ 財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	・ 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	・ 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考】地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 (略)

中期計画に定める使途に充てられる剩余金の額の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剩余金は、原則として、「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」とし翌年度の中期計画に定める剩余金の使途に充てることができる。ただし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 平成21年度決算における剩余金の概要

剩余金 57,185千円

うち、自己収入の増加によるもの 6,757千円

効率的な業務運営によるもの 50,428千円

3 利益処分（案）

目的積立金（※1） 57,185千円

※1 中期計画であらかじめ定められている「剩余金の使途」に使用可能

積立金（※2） 0千円

※2 損益計算において発生した損失に充当

4 目的積立金とすることについての考え方

（1）損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成20年度決算により生じた剩余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

（2）剩余金は法人の経営努力の結果生じたものであると次により認められること

①経営努力認定

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には收支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合であって、なお剩余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとすることが妥当であること。

②法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に次のとおりとしたこと。

区分	具体的な内容	剩余金処分の取扱い
行うべき事業を行った場合	当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「3」以上（「概ね計画どおりみに業務が進捗している」）であること。	剩余金全額を「目的積立金」として処分
行うべき事業を行わなかった場合	当該年度の項目別評価において、評価「2」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。	剩余金のうち、評価「2」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分

【参考1】地方独立行政法人法上の剩余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政会計基準

第71 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」としてその総額を表示しなければならない。(参考)

<参考>経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

(1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。

(2) 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合には、その結果発生したものについては、原則として経営努力によるものとする。（本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したことと認められる場合には、経営努力によらないものとする。）

(3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

【参考3】法人の中期計画に定める剰余金の使途

○鳥取県産業技術センター 中期計画

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営・施設整備の改善に充当する。

【参考4】他都県の公設試験場での行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

○地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

業務実績評価の評定が、「1」(年度計画を順調に実施している)、「2」(年度計画を概ね順調に実施している)がおおむね80%以上

○地方独立行政法人岩手県工業技術センター

業務実績評価の評定が、「B」(概ね計画どおり進んでいる。)以上の評価が8割以上

「中期目標の期間終了時の検討」に関する意見聴取

①現在（H19～22年度）の中期目標・中期計画の全体的な進捗状況に対する総括

中期目標・中期計画はほぼ達成できる方向に進捗しており、県民・企業に対して満足のいく成果が出て評価できる。中期計画・年度計画の作成と評価は県民への情報公開、センター機能の向上の点で、効果的役割を果たすものであった。

その中で、法人化前に比べて県民に対するきめ細やかな現場重視型サービス（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）の向上がみられ、センター職員の意識改革が進行しており、研究開発や実践的産業人材の育成についても概ね計画通りに進捗している。

理事長のリーダーシップに基づく運営も軌道に乗ったように見受けられる。

ただし、初めて作成した中期計画ということもあり評価項目が細かすぎて中期計画中方針変更や重点化の比重が変わった場合にも対応しにくかったり、あるいは目標設定が保守的になりがちだった感じがある。

②今後の産業技術センターの取組において望むこと

県民への技術支援・サービスと研究開発・研修等での資質向上とのバランスを取りつつ、産業技術センター業務の一部への民間委託の導入等を図ることにより、センターの研究者が、その分野でのトップレベルの研究に注力をし、その成果を地域産業振興に生かすことを希望する。

また、優秀な人材の採用と全体のレベルアップを図るとともに、産業技術センターの位置づけ、県民の期待、経営内容、活動内容、ミッションなどについて組織内共通認識を図ることが必要である。

技術支援において、技術相談・現地指導の豊富な技術内容をデータベース化、また、試験分析について、既存の設備で稼動率の低い機器の積極的な整理の検討を望む。

研究開発では、テーマを絞って人材を集中投下し早期に事業性の可否を判断とともに、特に、理事長裁量の研究では、目先の成果ではなく、県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど挑戦的なテーマをある程度の期間を与えて実施させるなど、テーマ設定をプラスアップしていくことを希望する。

人材育成については、高度な企画力（情報収集力）と判断力を持って取り組むテーマを設定することが重要であり、相談案件に対して、公正な視点で可否を判断が出来るセンター職員の育成を望む。

今後は、センターの支援による、企業の売り上げ、開発費の削減、クレーム減少などの貢献度などの質的向上に関する指標での評価の検討を希望する。

③その他（中期目標の構成や記載内容への要望・意見 等）

37の評価項目数は多すぎると思われ、次期の中期目標では「鳥取県経済成長戦略」を視野に入れて記載し項目も少なくすべきであり、数値目標の設定についても一工夫が必要である。それに伴い、評価項目の見直しとともに、センター内のマンパワー配置変化に伴う評価ウエイトの見直しも行うことが必要である。

研究開発では、本評価委員会以前に、シーズ研究評価委員会、実用化研究評価委員会の審議を経ており、専門家の評価結果を自動的に項目別評価に転記するシステムの検討を行うべきである。

また、基礎研究と実用化研究のどちらに重点を置くのかを明確にしてから中期目標を立てることで、計画の「見える化」を図り、それによって、人材の確保・育成につなげることを期待する。

人材育成については、重複している評価項目を整理するとともに、また今後どのような人材を育成すべきかについて、「産業人材育成戦略の策定」の結果を反映することを希望する。

中期目標(骨子案)

第1期中期目標		第2期中期目標		備考
基本的な考え方		基本的な考え方		▲第1期の内容をベースに、県経済成長戦略等を念頭に記載。 △中期計画に数値目標を入れることはよいが、一工夫が必要 △評価項目数が3つもあり、多すぎると思われる △「産(要素化)／学(基礎研究)どちらに重点を置くのかを明確にしてはどうか
I 中期目標の期間		I 中期目標の期間		H23.4.1～H26.3.31(4年間)
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
I 産業の「白立て」高付加価値化に向けた技術支援機能の強化		1 技術支援等	①技術相談・現地指導、情報提供	
(1) 技術支援(技術相談・現地指導、依頼試験、機器利用)		2 試験分析	①依頼試験 ②機器利用	●試験分析は、重要項目であり、中項目として頭出し
①技術相談・現地指導	1	3 研究開発	①研究テーマの設定と実施 ②シーズ・実用化研究 ③研究評価	▲県経済成長戦略を反映 △研究評価委員会の評価結果の転記を検討 ●成果普及等は重要であり、新規項目として追加 △技術移転等を重視
②依頼試験	2		④研究成果の普及と技術移転の推進 ⑤知的財産権の戦略的な取得と活用	●中項目「研究開発」に組み入れ
③機器利用	3	4 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等への支援	①研究開発に係る場の提供と技術支援 ②技術講習会等を通じた支援 ③各種広報媒体等を利用した技術情報の提供 ④補助金・融資等による情報の提供	●起業化のみに限定しない取組を行うため、記載変更
(2) 研究開発	4		⑤県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	●中項目「新規事業の…」に組み入れ
①研究テーマの設定と実施 ②シーズ・実用化研究 ③研究評価		5 ものづくり人材の育成	①人材育成関連の項目を集約 ○人材育成の重複整理	
(3) 起業化を目指す事業者等への支援	5	(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施	①基盤的産業人材育成 ②高度専門人材育成	●人材育成関連の項目を集約 ○人材育成の重複整理
①研究開発に係る場の提供と技術支援		(2) 産業人材育成戦略の策定		▲EV人材育成等新たな人材育成も実施。
②技術講習会等を通じた支援	6			△策定結果を今後の人材育成に反映
③各種広報媒体等を利用した技術情報の提供	7	6 庁学官連携の推進		●産学官連携の大項目を見直し、III→IIへ移動 ▲競争的資金等を活用したクラスター形成の推進(地域インベ、サボイン)、次世代産業・農商工連携・医工連携等の新たな枠組みでの連携等
④補助金・融資等による情報の提供	8			
2 実践的産業人材の戦略的育成				
(1) 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成等の実施				
①製造中核技術者の育成	9			
②組込ソフトウェア開発技術者の育成	10			
③金属加工技術技術者の育成	11			
④商品企画が可能な人材の育成	12			
実践的産業人材の育成	13			
(2) 産業人材育成戦略の策定	14			
3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発				
(1) 電子部品・デバイス、情報通信機器分野	15			
(2) 食品関連分野	16			
4 知的財産権の戦略的な取得と活用	17			
5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化	18			
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標達成度をためどるべき指標				
1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成		1. 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成		
(1) 組織運営の改善	19	(1) 組織運営の改善		
(2) 広報活動の充実	20	(2) 効率的な意思決定	●情報の共有化の徹底を組み換え	
(3) 職員の資質向上と人材育成	21	(3) 広報活動の充実		
2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化	22	2. 職員の能力開発と意欲の向上	●職員の資質向上と人材育成、独自の業績評価システムの確立を組み換え	
3 独自の業績評価システムの確立	23	(1) 職員の能力開発		
		(2) 独自システムによる業績評価の実施		
IV 財務内容の改善に関する事項		3. 業務運営の効率化と経費抑制及び自己収入の確保	●業務運営の効率化等の大項目を見直し、VI→IIIへ移動	
1 外部資金その他自己収入の確保	24	(1) 外部資金その他自己収入の確保		
2 経費の抑制	25	(2) 業務等の見直しと経費の抑制		
3 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	26	4 人事に関する計画	●人事関連の大項目IIIを見直し、VI→IIIへ移動	
V その他業務運営に関する重要な事項		(1) 基本的な方針		
1 コンプライアンス体制の確立と徹底		(2) 人事に関する指標等		
(1) 法令遵守	27	VII その他業務運営に関する重要な事項		
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	28	1. コンプライアンス体制の確立と徹底		
(3) 労働安全衛生管理の徹底	29	(1) 法令遵守		
(4) 職員への社会貢献意識の徹底	30	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		
2 環境負荷の低減と環境保全の促進		(3) 労働安全衛生管理の徹底		
(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進	31	(4) 職員への社会貢献意識の徹底		
(2) 環境マネジメントの着実な実施	32	2. 環境負荷の低減と環境保全の促進		
3 情報の共有化の徹底	33	(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進		
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		(2) 環境マネジメントの着実な実施		
1 施設及び設備に関する計画	34	VII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		
2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	35	1. 施設及び設備に関する計画		
3 人事に関する計画		2. 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
(1) 基本的な方針	36			
(2) 人事に関する指標等	37			

資料8

県外の地方独立行政法人中期目標(大項目)

鳥取県産業技術センター (H19~)	岩手県工業技術センター (H18~)	東京都立産業技術研究センター (H18~)	北海道立総合研究機構 (H22~)	青森県産業技術センター (H22~)	山口県産業技術センター (H22~)
・産業の「自立化・高付加価値の強化」に向けた技術支援等機械的・実践的産業人材の戦略的育成 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	・新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための試験・研究設備等を活用した技術協力の推進 ・東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 ・研究成績の普及と技術移転の推進 ・情報セキュリティ(安全)管理と情報公開	・人事に関する計画 ・戦略的な研究開発 ・情報の公開	・本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進 ・新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援 ・総合的な技術支援及び社会への貢献 ・連携の推進 ・広報機能の強化	・研究の戦略的な展開及び成果の普及 ・総合的な技術支援及び社会への貢献 ・研究開発の成果の移転・試験・研究開発の成果の移転	・県民の企業が直面する課題への技術支援の強化に関する目標 ・県内の記号の持続的な発展に寄与する研究開発の推進に関する目標 ・県内の企業の新たな事業展開に向けた産学公の取組に関する目標
業務運営の改善及び効率化に関する目標とするべき措置	・理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 ・新事業創出に向けた「产学金官連携の強化 ・独自の業績評価システムの確立	・組織体制及び運営 ・業務運営の効率化と経費節減 ・職員の意欲向上と能力開発 ・環境・安全衛生マネジメント	・組織運営及び組織体制の改善 ・業務の適切な見直し ・人事の改善	・組織運営及び組織体制の改善 ・組織運営の能力向上 ・試験・研究開発の成果の実用化促進のための体制の構築	・運営体制の改善に関する目標 ・人材育成、人事管理に関する目標 ・業務運営の合理化、効率化に関する目標
財務内容の改善に関する事項	・外部資金その他の自己収入の確保 ・経費の抑制 ・予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	・外部研究資金その他の自己収入の確保 ・経費の抑制 ・資産の適正な管理運用 ・剩余金の適切な活用	・財務の基本的事項 ・外部資金その他の自己収入の確保 ・経費の効率的な執行 ・資産の管理	・運営経費の執行の効率化 ・外部からの研究資金の導入 ・剩余金の有効な活用	・外部資金、その他の自己収入の確保に関する目標 ・財政運営の効率化に関する目標
その他業務運営に関する重要事項	・コンプライアンス体制の確立 ・環境負荷の低減と環境保全の促進 ・情報の共有化の徹底	・施設及び設備の整備と活用 ・安全管理の責任	・法令の遵守 ・安全管理 ・情報セキュリティ管理 ・情報の共有化の推進 ・情報公開 ・環境に配慮した業務運営	・緊急事態への迅速な対応 ・県が行う現地調査への協力 ・情報管理・公開 ・労働安全衛生管理	・施設設備の管理等に関する目標 ・環境への負荷の低減に関する目標
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	・施設及び設備に関する計画 ・出資、譲渡その他の方法により県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・人事に関する計画				